

簡易公募型プロポーザル方式に係る手続開始の公示

次のとおり、技術提案書の提出を招請します。

平成 29 年 6 月 29 日

阪神高速道路株式会社

契約責任者 建設・更新事業本部長 今木 博久

1. 業務概要

- (1) 業務名 淀川左岸線延伸部構造検討その他業務
- (2) 業務目的 本業務は、主として、淀川左岸線延伸部のシールド（大深度区間あり）・開削トンネル区間について、道路付属物配置、避難施設配置及び避難計画検討やトンネル施工計画などを検討し構造検討を行うものである。また、淀川の河川区域に施工する豊崎橋梁部について予備設計を行うものである。
- (3) 業務内容 別紙、特記仕様書によるものとする。
- (4) 業務期間 契約締結日の翌日から平成 31 年 3 月 15 日まで
- (5) 本業務は、簡易公募型プロポーザル方式によって、技術提案の内容と企業や技術者の能力を総合的に評価し、その評価の合計点が最上位である者を特定する。

2. 特定されるために必要な条件

（ 1 ）企業の形態

技術提案書の提出者は、下記 に掲げる資格を満たしている単体企業又は下記 に掲げる要件を満たしている設計共同体であること。

単体企業

- 1) 阪神高速道路株式会社契約規則（平成 23 年阪神高速規則第 10 号）第 6 条の規定に該当しない者であること。
- 2) 技術提案書の特定時に阪神高速道路株式会社における平成 29 ~ 32 年度測量・建設コンサルタント等の一般競争（指名競争）参加資格の「土木設計」の認定を受けていること。
- 3) 技術提案書の提出期限の日から技術提案書特定までの期間に、阪神高速道路株式会社競争参加停止等取扱要領に基づく競争参加停止措置（以下、「競争参加停止措置」という。）を受けていないこと。
- 4) 技術提案書の提出期限の日から技術提案書特定までの期間に、阪神高速道路株式会社暴力団等排除措置規則に基づく入札等除外措置を受けておらず、かつ、同規則

別表に掲げる措置要件のいずれにも該当しないこと。

- 5) 会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更正手続き開始の申立てがなされている者又は民事再生法（平成11年法律第225号）に基づき再生手続き開始の申立てがなされている者（上記2)の再認定を受けた者を除く。）でないこと。

設計共同体

- 1) 上記に掲げる条件を満たしている者により構成される設計共同体であること。
- 2) 構成員の分担業務が、業務の内容により設計共同体協定書において明らかであること。
- 3) 上記2)の分担業務を複数の企業が共同して実施することがないことが、設計共同体協定書において明らかであること。
- 4) 構成員において決定された代表者が、設計共同体協定書において明らかであること。
- 5) 設計共同体協定書は、別紙「設計共同体協定書」によるものであること。
- 6) 構成員は、その技術力を結集して業務を実施するものとし、それぞれ優れた技術を有する分野を分担するものとする。この場合において、構成員の分担業務は、技術力を結集して業務を実施するという設計共同体の目的に照らして必要以上に細分化しないものとする。
- 7) 構成員の分担業務は、業務の内容により、設計共同体協定書において明らかにするものとする。なお、一の分担業務を複数の構成員が共同で実施することは、認めないものとする。
- 8) 構成員は、その分担業務毎に、担当技術者を配置するものとする。また、代表者たる構成員は、管理技術者1名を配置するものとする。

(2) 企業の能力

業務実績が指定された要件をみたすこと。（説明書参照）

(3) 本業務における配置予定管理技術者の技術者資格、同種・類似業務の実績、手持ち業務の状況、当該業務の実施体制等が、指定された要件を満たすこと。（説明書参照）

(4) 技術提案書提出者間の資本・人的関係

技術提案書を提出しようとする者の間に資本関係又は人的関係がないこと（資本関係又は人的関係がある者の全てが、設計共同体の代表者以外の構成員である場合を除く。）。

3. 技術提案書を特定するための評価基準

(1) 企業評価

同種又は類似業務の実績の内容

(2) 技術者評価

技術者資格、専門分野の内容、同種又は類似業務の実績の内容、技術者表彰・業務表彰経験、手持ち業務の状況、専門技術力、取り組み姿勢、コミュニケーション力

(3) 業務実施体制等

業務実施体制、業務実施方針と留意点等

(4) 特定テーマに関する技術提案

説明書 3 .(3) 業務内容に示した特定テーマに対する具体的な取り組み方法

4 . 手続等

(1) 担当部署

技術提案書の提出等に関する問い合わせ

阪神高速道路株式会社 建設・更新事業本部 総務・経理課

(住所) 〒550-0011 大阪市西区阿波座 1 丁目 3 番 15 号

(電話) 06-6535-9386 (ダイヤルイン)

(FAX) 06-6535-0733

技術提案書の作成に関する問い合わせ

阪神高速道路株式会社 建設・更新事業本部 大阪建設部 設計課

(住所) 〒552-0007 大阪市港区弁天 1 丁目 2 番 1 号-1900

(電話) 06-6599-1727 (ダイヤルイン)

(FAX) 06-6599-1774

(2) 説明書等の交付期間、場所及び方法

交付期間：平成 29 年 6 月 29 日 (木) から平成 29 年 7 月 27 日 (木) 午後 4 時まで

交付方法：下記サイトより参加希望者に無償で交付する。やむを得ない事由により、
下記サイトからの受領ができない場合は、CD-R 等により交付するので、事
前に上記 4 .(1) の担当部署へその旨申し出ること。

- ・ 阪神高速道路株式会社ホームページ
(建設コンサルタント業務等の入札公告)

<http://www.hanshin-exp.co.jp/company/nyusatsu/koukoku/gyomu/>

交付図書のダウンロード手順：

のサイトにて、当該業務の交付図書のダウンロード手続へ進み、交付図
書ダウンロード登録フォームに会社名等の連絡先を登録する。登録した連
絡先に交付図書ダウンロードサイトの URL 情報が電子メールで届くので、
電子メール記載のダウンロード有効期限までに交付図書をダウンロードす
る。

(3) 技術提案書の受領期限並びに提出場所及び方法

提出期限：平成 29 年 7 月 27 日 (木) 午後 4 時

上記期限の毎日 (土曜日、日曜日及び祝日を除く) 午前 10 時から 12 時ま

で、午後1時から4時まで。

・郵送等による提出期限

平成29年7月27日(木)午後4時必着

提出方法：1部を持参又は郵送等（書留郵便等の配達の記録が残るものに限る）による
こと。これ以外での提出は無効とする。

提出先：上記（1）と同じ。

5. その他

- (1) 手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (2) 技術提案書の作成、提出及びヒアリングに関する費用は、提出者の負担とする。
- (3) 提出された技術提案書及び添付書類は返却しない。
- (4) 技術提案書提出後において、原則として技術提案書に記載された内容の変更を認めない。また、技術提案書に記載した予定技術者は、原則として変更できない。ただし、病休、死亡、退職等のやむを得ない理由により変更を行う場合には、同等以上の技術者であるとの発注者の承諾を得なければならない。
- (5) 契約保証金 免除。
- (6) 契約書作成の要否 要。(本件は電子契約を推奨します。)
- (7) 関連情報を入手するための照会窓口上記4.(1)と同じ。
- (8) 詳細は、説明書による。
- (9) 技術提案についてのヒアリングを実施する場合は、その実施日時及び場所等を別途通知する。
- (10) 履行の確認

技術提案書の内容は契約書に記載するものとする。また、当該内容については、業務期間中及び業務完了時に確認できる項目について契約後に提出する業務計画書等に反映させるものとし、業務期間中及び業務完了後において履行状況の確認及び検査を行う。受注者の責により技術提案の履行がなされなかった場合は、業務成績評定を減ずることとし、未実施の評価項目ごとにその項目点数を減ずる（最大10点減点）。なお、履行状況が特に悪質と認められる場合は契約違反として取り扱う場合がある。

(別紙)

・ 設計共同体協定書

(目的)

第1条 当設計共同体は、次の業務を共同連帶して行うことを目的とする。

一 阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」という。）発注に係る 業務（当該業務内容の変更に伴う業務を含む。以下「 業務」という。）

二 前号に附帯する業務

(名称)

第2条 当設計共同体は、 ・ 設計共同体（以下「共同体」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 共同体は、事務所を 市 町 番地に置く。

(成立の時期及び解散の時期)

第4条 共同体は、平成 年 月 日に成立し、 業務の請負契約の履行後3か月を経過するまでの間は、解散することができない。

2 業務を請け負うことができなかったときは、共同体は、前項の規定にかかわらず、当該 業務に係る請負契約が締結された日に解散するものとする。

(構成員の住所及び名称)

第5条 共同体の構成員は、次のとおりとする。

県 市 町 番地

株式会社

県 市 町 番地

株式会社

(代表者の名称)

第6条 共同体は、 株式会社を代表者とする。

(代表者の権限)

第7条 共同体の代表者は、 業務の履行に関し、共同体を代表して、発注者及び監督官庁等と折衝する権限並びに自己の名義をもって入札見積、請負代金（前払金及び部分払金を含む。）の請求、受領及び共同体に属する財産を管理する権限を有するものとする。

2 構成員は、成果品（契約書に規定する指定部分に係る成果品及び部分引渡しに係る成果品を含む。）等について、契約日以降著作権法（昭和45年法律第48号）第2章及び第3章に規定する著作者の権利が存続する間、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、共同体の代表者である企業に委任するものとする。なお、共同体の解散後、共同体の代表者である企業が破産又は解散した場合においては、当該権利に関し発注者と折衝等を行う権限を、代表者である企業以外の構成員である一の企業に対しその他の構成員である企業が委任するものとする。

(分担業務)

第8条 各構成員の 業務の分担は、次のとおりとする。ただし、分担業務の一部につき発注者と契約内容に変更増減があったときは、それに応じて分担の変更があるものとする。

の 業務 株式会社
の 業務 株式会社

2 前項に規定する分担業務の価額（運営委員会で定める。）については、別に定めるところによるものとする。

(運営委員会)

第9条 共同体は、構成員全員をもって運営委員会を設け、 業務の履行にあたるものとする。

(構成員の責任)

第10条 構成員は、運営委員会が決定した工程表によりそれぞれの分担業務の進捗を図り、請負契約の履行に関し連帯して責任を負うものとする。

(取引金融機関)

第11条 共同体の取引金融機関は、 銀行 とし、代表者の名義により設けられた別口預金口座によって取引するものとする。

(構成員の必要経費の分配)

第12条 構成員はその分担業務を行うため、運営委員会の定めるところにより必要な経費の分配を受けるものとする。

(共通費用の分担)

第13条 本業務を行うにつき発生した共通の経費等については、分担業務額の割合により運営委員会において、各構成員の分担額を決定するものとする。

(構成員の相互間の責任の分担)

第14条 構成員がその分担業務に関し、発注者及び第三者に与えた損害は、当該構成員がこれを負担するものとする。

2 構成員が他の構成員に損害を与えた場合においては、その責任につき関係構成員が協議するものとする。

3 前2項に規定する責任について協議がととのわないときは、運営委員会の決定に従うものとする。

4 前3項の規定は、いかなる意味においても第10条に規定する共同体の責任を免れるものではない。

(権利義務の譲渡の制限)

第15条 本協定書に基づく権利義務は他人に譲渡することはできない。

(業務途中における構成員の脱退)

第16条 構成員は、共同体が 業務を完了する日までは脱退することはできない。

(業務途中における構成員の破産又は解散に対する処置)

第17条 構成員のうちいずれかが業務途中において破産又は解散した場合においては、発注者の承認を得て、残存構成員が共同連帯して当該構成員の分担業務を完了するものとする。ただし、残存構成員のみでは適正な履行の確保が困難なときは、残存構成員全員及び発注者の承認を得て、新たな構成員を当該共同体に加入させ、当該構成員を加えた構成員が共同連帯して破産又は解散した構成員の分担業務を完了するものとする。

2 前項の場合においては、第14条第2項及び第3項の規定を準用する。

(解散後のかしに対する構成員の責任)

第18条 共同体が解散した後においても、当該業務につきかしがあったときは、各構成員は共同連帯してその責に任ずるものとする。

(協定書に定めのない事項)

第19条 この協定書に定めのない事項については、運営委員会において定めるものとする。

株式会社外　　社は、上記のとおり　　・　　設計共同体協定を締結したので、その証拠としてこの協定書　通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は阪神高速に提出し、他は各自所持するものとする。

年　月　日

株式会社

代表取締役　　　　　印

株式会社

代表取締役　　　　　印

・ 設計共同体協定書第8条に基づく協定書

阪神高速道路株式会社（以下「阪神高速」という。）発注に係る 業務については、
・ 設計共同体協定書第8条の規定により、当共同体構成員が分担する業務の業務額を次のとおり定める。

記

分担業務額（消費税分及び地方消費税分を含む。）

の	業務	株式会社	円
の	業務	株式会社	円

設計株式会社外 社は、上記のとおり分担業務額を定めたのでその証拠としてこの協定書 通を作成し、各通に構成員が記名捺印し、1通は阪神高速に提出し、他は各自所持するものとする。

年 月 日

・ 設計共同体
代表者 株式会社 代表取締役 印
株式会社 代表取締役 印